建設情報システム整備・管理（建設情報システムのうち、土木分野で利用する情報システムの企画、開発、運用及び保守を行う業務に限る。）	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	土木分野で利用する情報システムの企画・要件定義、開発、運用及び保守を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1　土木分野で利用する情報システムに関する知識を有することを確認するものであること 2　土木分野で利用する情報システムの開発業務に関し、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験によって確認するものであること
（略）			

（略）			

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間